

埼玉パパナビ

[令和7年度県立学校版]



この「埼玉パパナビ」は、新米パパの男性職員の皆さんを対象として、男性職員が活用できる仕事と育児の両立支援制度についてわかりやすく解説した手引き書です。

この手引きをこれからの育児生活の参考に御活用ください。

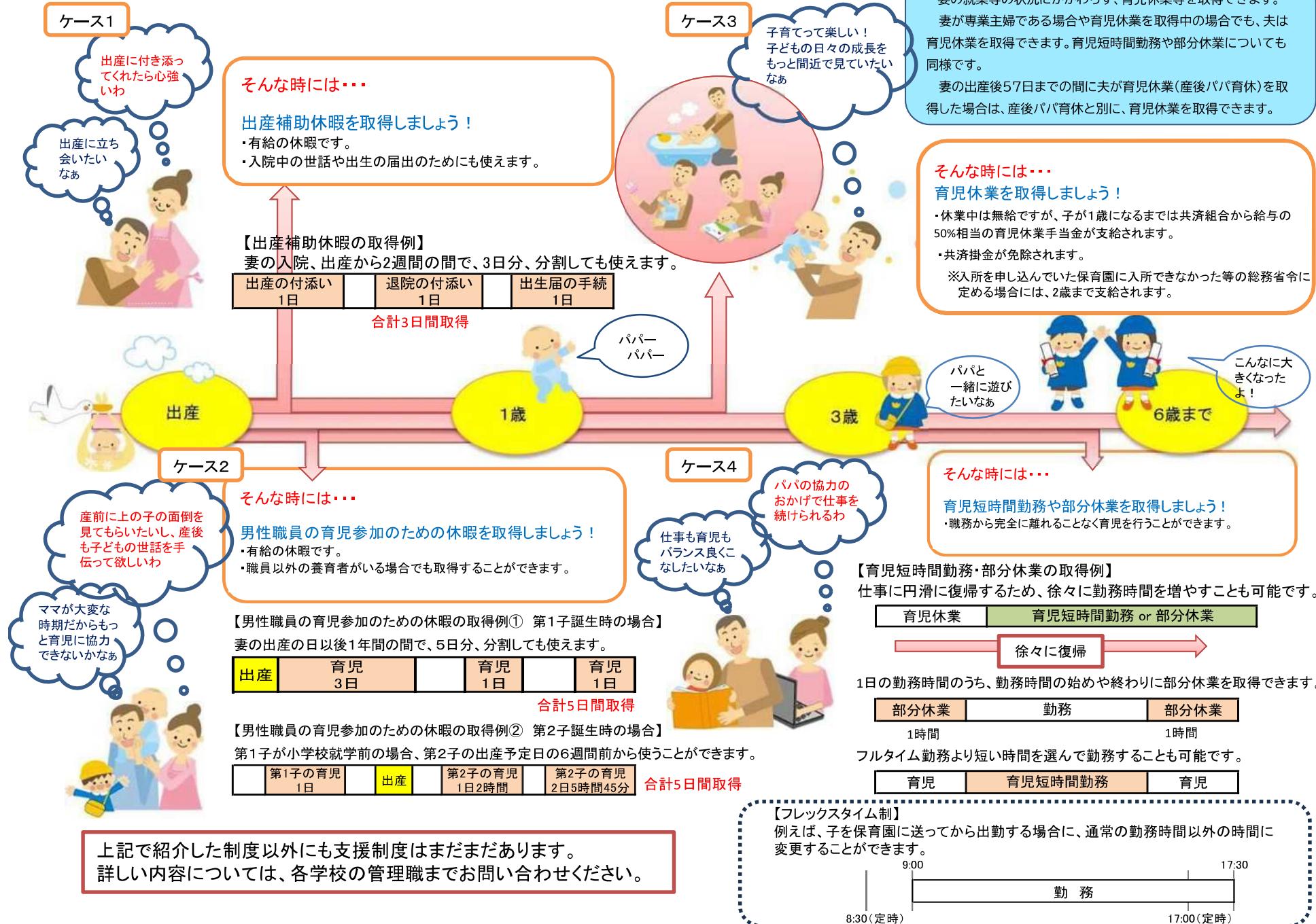
令和7年4月1日から、超過勤務の免除(行政職員)の対象となる子の範囲が「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大されました。

- ◎ 妻の就業等の状況にかかわらず、育児休業等を取得できます。
〔妻が専業主婦である場合や育児休業を取得中の場合でも、夫は育児休業を取得できます。育児短時間勤務や部分休業についても同様です。〕
- ◎ 妻の出産後57日までの間に夫が育児休業を取得した場合に、特別の事情がなくても、再び育児休業を取得できます。

仕事と育児の両立を支援する制度には次のようなものがあります。

両立支援策		利用対象	制度の概要等	
		男性職員	女性職員	
育児休業等	育児休業	○	○	(概要) 子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 (期間) 子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務	○	○	(概要) 子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで勤務時間は週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択
	部分休業	○	○	(概要) 子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内(30分単位)
対象の男性職員の休暇	出産補助休暇	○		(概要) 妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 (期間) 妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日まで、3日
	男性職員の育児参加のための休暇	○		(概要) 妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 (期間) 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産の日以後1年を経過する日までの期間、5日
その他取得可能な休暇や措置	育児休暇	○	○	(概要) 生後1年6ヶ月未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 (期間) 子が1歳6ヶ月(最大で2歳)に達するまで、1日2回合計90分以内
	子育て休暇	○	○	(概要) 義務教育終了前までの子を養育する職員が子の看護を行う場合、学校行事等に出席する場合などに与えられる休暇 (期間) 年7日(対象となる子が2人以上の場合年10日)
	フレックスタイム制	○	○	(概要) 校務の正常な運営を妨げない認められる場合であることを前提に、職員の申告を考慮し、通常の勤務時間以外の時間に変更ができる制度
	深夜勤務の制限(行政職員)	○	○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員の深夜の勤務(超過勤務、宿日直勤務を含む。)を制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
	超過勤務の制限(行政職員)	○	○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
(参考)女性職員に対する休暇や措置	超過勤務の免除(行政職員)	○	○	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで
	出産休暇	○		(概要) 女性職員が出産する場合に与えられる休暇 (期間) 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間まで(任命権者が認めた場合、さらに2週間を加算した期間)
	通院休暇	○		(概要) 妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために与えられる休暇 (期間) 妊産婦である期間
	妊娠障害休暇	○		(概要) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合に与えられる休暇 (期間) 妊娠中の期間(14日以内)
	通勤緩和休暇	○		(概要) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間、1日を通じて1時間を超えない範囲
	深夜勤務及び時間外勤務の制限	○		(概要) 妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度 (期間) 妊産婦である期間
	業務軽減	○		(概要) 妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡単な業務に就かせることを認める制度 (期間) 妊産婦である期間
休息、補食のための職務専念義務免除	休息、補食のための職務専念義務免除	○		(概要) 妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間
	妊娠教職員勤務負担軽減措置	○		(概要) 妊娠教職員の業務を担当させるため、非常勤講師などの会計年度任用職員を配置することができる制度 (期間) 産前休暇(連続する妊娠障害休暇、産前加算休暇)開始日の前日までの妊娠中の期間

新米パパのための仕事と育児の両立支援策



子の出生時における男性職員の育児休業（産後パパ育休）
と休暇の組合せ取得例

職員A（35歳・教諭 給料月額：約34万円 妻・子1人）の場合

「産後パパ育休」とは？

妻の出産日以後57日間（産後休暇中）の間に取得する育児休業のことです。産後8週間の期間は、女性が出産後の母体の回復と乳児の世話で、肉体的にも精神的にも負担が大きいことから、配偶者がそれを分かち合うことが重要です。国でも、この期間の育児休業を「産後パパ育休」の通称で呼び、取得促進を呼び掛けています。

プランA 『パパのための休暇完全取得コース』（有給の休暇のみ活用）

★出産補助休暇（3日）+十年次休暇（2日）+週休日（土日を2日）+男性職員の育児参加のための休暇（5日）+週休日（土日を2日）の休暇のみ2週間コース！

Q：プランAを取得した場合、給与面はどうなりますか？

A：プランAは、特別休暇と年次休暇の取得だけなので給与面で影響ありません。

Q：プランAはどんなタイプの人に向いていますか？

A：例えば、お子さんが生まれた後にまず休暇を取りたい方におススメです。育児休業に入る前の基本形とも言えます。このプランは、生まれた直後に取得するのがポイントです。

プランB 『育休お試し1か月コース』（産後パパ育休も活用）

★プランA（2週間）+育児休業（2週間）の1か月コース！

Q：プランBを取得した場合、給与面ではどうなりますか？

A：プランBを取得した場合、35歳（教諭）のモデルケース（妻・子1人）ですと、

取得前：約41万円（諸手当含む。）→取得後：約34万円（育児休業手当金を含む。）

なお、金額は、取得月や休業期間に応じて変動するので、おおよその目安と考えてください。

Q：プランBはどんなタイプの人に向いていますか？

A：例えば、育児休業に興味はあるけれど、実際に取得したことがない方におススメです。妻の産後期間中に合わせて取得して、夫婦で子育てを楽しんでみてはいかがですか？

プランC 『イクメン2か月チャレンジコース』（産後パパ育休も活用）

★プランA（2週間）+育児休業（1か月2週間）の2か月コース！

Q：プランCを取得した場合、給与面ではどうなりますか？

A：プランCを取得した場合、35歳（教諭）のモデルケース（妻・子1人）ですと、

取得前：2か月で約82万円（諸手当含む。）→取得後：約62万円（育児休業手当金を含む。）

なお、金額は、取得月や休業期間に応じて変動するので、おおよその目安と考えてください。

Q：プランCはどんなタイプの人に向いていますか？

A：例えば、仕事は忙しいけれど、少しでも出産後の育児に携わりたい方におススメです。子どもの日々の成長をより身近に感じながら、かけがえのない時間を過ごしてみてはいかがですか？

子育て応援総合サイト 是非御覧ください！

教職員用ポータルサイト

埼玉県 業務システム FAQ 総合教育センター ICT教育 ポータルサイト 教育政策課 のページ

メニュー

トップページ

- 業務システムの窓口
- 学校間ネットファイルサーバ
- 学校間ネットワークシステム
- BYOD関係
- 教員用コンピュータ
- ウイルス発見・感染
- 要項・マニュアル
- 情報セキュリティポリシー
- NetCommons情報
- テレビ会議システム申込
- 機器の故障
- 校内LAN
- ファイルキャビネット
- 福利厚生
- 子育て応援総合サイト
- 通知・連絡集
- 開校記念日一覧

お知らせ

トップページ新着

2023/04/25 4月分の部活動手当等の特殊勤務の申請要件について

2023/04/21 「Edge」ブラウザのセキュリティ更新プログラムについて

教職員用ポータルサイトの
トップページから入ります。
[<http://ts.spec.ed.jp/>]

問い合わせ先 総務事務(教育局・教育機関)ヘルプデスク
電話番号:048-830-6827
受付時間:8:30~18:00

子育て応援ハンドブックと 同じでしょ？

総務事務システムでの各種手続方法など、子育て応援ハンドブック以上に詳しい情報が掲載されています。

例えば、男性教職員の育児休業体験記は、子育てに関することだけでなく、日頃の働き方を見直す上で、とても参考になるものです。

「子育て応援総合サイト」って 何ですか？

県立学校の教職員のために、子育て支援に関するさまざまな情報を提供しています。妊娠、出産、子育てのそれぞれの場面における休暇や母性保護に係る制度等の情報や各種給付の制度等の情報を掲載しています。

もちろん、女性教職員に係る情報だけでなく、男性教職員の子育て支援に関する情報もあります。

★ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に関する各種サイトとリンクされています。
イクメン関連のサイトともリンクされています。

